

【地方消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の対応について】

地方消費税の税率引き上げ(1%→2.2%)に伴う地方消費税交付金の増収額42,363千円については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当。

改正前

平成26年3月31日まで → 5%(国4%, 地方1%)

改正後

平成31年9月30日まで → 8%(国6.3%, 地方1.7%)

平成31年10月1日から → 10%(国7.8%, 地方2.2%)

[区 分]

(歳入) 地方消費税の税率引き上げに伴う

地方消費税交付金の増収額	42,363 千円
(歳出) 社会保障施策に要する経費合計(一般会計)	728,285 千円
(うち一般財源)	419,508 千円

(参考) 地方消費税の税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収額の充当内訳

○医療	22,656 千円
○子ども・子育て	5,685 千円
○介護・高齢者	14,022 千円
合 計	42,363 千円

[主な事業(一般財源分)]

○医療	
・後期高齢者医療費	105,690 千円
・国保特別会計への繰出金	42,086 千円
・養育医療給付事業	7,770 千円
・感染症予防費	13,136 千円
○子ども・子育て	
・保育所運営費	26,137 千円
・特別保育事業	201 千円
・母子保健事業	5,542 千円
・障害児支援事業	2,822 千円
○介護・高齢者	
・介護保険特別会計への繰出金	95,805 千円
・高齢者生活支援ハウス運営事業	11,277 千円
・介護予防教室事業	5,090 千円
○その他	
・障害者自立支援事業	32,860 千円
・あったかふれあいセンター事業	9,891 千円